

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 清 寿 会

特別養護老人ホームひぬま苑
〔介護予防短期入所生活介護サービス〕

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定介保指令第318号)
介護保険事業所番号 0873100333

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 清 寿 会 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県東茨城郡大洗町大貫町3269-1 |
| (3) 電話番号 | 029-267-6617 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 小 端 健 司 |
| (5) 設立年月日 | 平成2年6月14日 |

2 ご利用施設

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 施設の名称 | 特別養護老人ホームひぬま苑 |
| (2) 施設の所在地 | 茨城県東茨城郡大洗町大貫町3269-1 |
| (3) 施設長氏名 | 苑 長 鈴 木 芳 寛 |
| (4) 電話番号 | 029-267-6617 |
| (5) F A X 番 号 | 029-267-0552 |

3 ご利用施設であわせて実施する事業

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 事業の種類 | 介護老人福祉施設 |
| 事業所名 | 特別養護老人ホームひぬま苑 |
| (2) 事業の種類 | 短期入所生活介護 |
| 事業所名 | 特別養護老人ホームひぬま苑 |
| (3) 事業の種類 | 通所介護 |
| 事業所名 | デイサービスセンターひぬま苑 |
| 介護保険事業所番号 | 0873100325 |

4 事業の目的

この介護予防短期入所生活介護事業は、介護保険法の理念に基づき、ご契約者（利用者）に対し、事業所の介護職員又は看護職員等が適正な介護サービスを提供することを目的とする。

5 当施設の運営方針

ご契約者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、ご契約者の心身機能の維持並びにご契約者の家族の身体及び精神的負担の軽減に努めるものとする。

6 施設の概要

(1) 敷地及び建物

- ・ 敷地 23,479.94m²
- ・ 建物 鉄筋コンクリート造2階建（耐火構造） 延面積 4,889.89m²

(2) 居室

- ・ 1人部屋 20室（ユニット定員10名）
面積 14.2m²

(3) その他主な設備

- ・ 食堂（リビング含む） 2室 44.3m²
- ・ 個人浴室 2室 14.5m²
- ・ 機械浴室 1室 73.9m²（介護老人福祉施設と共用）
- ・ トイレ 6室 各ユニットに車椅子兼用トイレ3室
- ・ 医務室 1室 25.8m²（介護老人福祉施設と共用）

7 職員体制（主たる職員）

職 種	職 員 数	指定基準
1 事業所長	1名（0.5名）	1名
2 介護支援専門員	1名（1.0名）	1名
3 生活相談員	1名（1.0名）	1名
4 介護職員	31名（31.0名）	31名
5 看護職員	3名（3.0名）	3名
6 機能訓練指導員	1名（0.5名）	1名
7 医師	1名（0.1名）	1名
8 栄養士	1名（0.7名）	1名

※ 職員数の（ ）内の数は、常勤換算数です。

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定労働勤務時間数で除した数です。

8 主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1 事業所長	8時30分から17時30分 常勤で勤務
2 介護支援専門員	8時30分から17時30分 常勤で勤務
3 生活相談員	8時30分から17時30分 常勤で勤務
4 介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早番 7時00分から16時00分 ・ 日勤 9時30分から18時30分 ・ 遅番 13時00分から22時00分 ・ 夜勤 22時00分から 7時00分 昼間 原則として介護職員10名以上が勤務 夜間 介護職員5名が勤務
5 看護職員	・ 日勤 8時30分から17時30分 常勤で勤務
6 機能訓練指導員	8時30分から17時30分 常勤で勤務
7 医師	毎週木曜日と土曜日に2時間勤務
8 栄養士	8時30分から17時30分 常勤で勤務

9 営業日及びご利用の予約

- ・ 営業日営業時間 年中無休
- ・ 予約の方法
ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日から2ヵ月前から受け付けております。

10 施設サービスの概要

(1) 食事

- ・ 当施設では栄養士の立てる献立表により、栄養及びご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ 食事時間
 朝食 8時00分から
 昼食 12時00分から
 夕食 18時00分から

(2) 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

(3) 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(4) 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

(5) その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

《サービス利用料金（1日あたり）》

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

※サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

※利用期間毎の端数処理計算が含まれるため、1日あたりの料金×日数と一致しない場合があります。

		要支援 1	要支援 2
1 ご契約者の要介護度とサービス利用料金		5,379円	6,671円
2 うち、介護保険から給付される金額	1 割負担の方	4,841円	6,003円
	2 割負担の方	4,303円	5,336円
	3 割負担の方	3,765円	4,669円
3 サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1 割負担の方	538円	668円
	2 割負担の方	1,076円	1,335円
	3 割負担の方	1,614円	2,002円
4 居室に係る自己負担額		2,066円	
5 食事に係る自己負担額		1,445円	
6 自己負担額計（3+4+5）	1 割負担の方	4,049円	4,179円
	2 割負担の方	4,587円	4,846円
	3 割負担の方	5,125円	5,513円

- * その他 療養食加算（糖尿病などの療養食を供した場合）食9〔17〕{25}円、機能訓練体制加算13〔25〕{37}円、認知症専門ケア加算（Ⅰ）3〔6〕{9}円、（Ⅱ）4〔8〕{12}円、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22〔45〕{67}円、（Ⅱ）19〔37〕{55}円、（Ⅲ）6〔12〕{18}円、介護職員等処遇改善加算（介護サービス費、加算の合計の（Ⅰ）14%、（Ⅱ）13.6%、（Ⅲ）11.3%、（Ⅳ）9%などの自己負担があります。
〔 〕2割, { } 3割負担の方

☆ 食事に係る自己負担額内訳

朝食 4 2 1 円
 昼食 4 7 2 円
 夕食 5 5 2 円

- ☆ 送迎については、片道188〔375〕{562}円のご負担をいただきます。
〔 〕2割, { } 3割負担の方

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ 介護保険からの給付額の変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ レクリエーション、日常生活上必要となる諸費用実費をいただきます。

＜滞在費・食費負担限度額（1日あたり）＞

市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）の場合は滞在費・食費の負担が軽減されます。但し、配偶者も市町村民税非課税であること、預貯金等が利用者段階別の一定額を超えないことが必要です。

対 象 者		区分	滞在費	食費	
住民税非課税世帯（配偶者含）	預貯金が単身1000万円、夫婦2000万円以下	老齢福祉年金受給者	利用者負担段階1	880円	300円
	預貯金が単身650万円、夫婦1650万円以下	年金収入額と合計所得金額の額が80万円以下	利用者負担段階2	880円	600円
	預貯金が単身550万円、夫婦1550万円以下	年金収入額と合計所得金額の額が80万円超え120万円以下	利用者負担段階3（1）	1,370円	1,000円
	預貯金が単身500万円、夫婦1500万円以下	年金収入額と合計所得金額の額が120万円超え	利用者負担段階3（2）	1,370円	1,300円

☆ 負担限度額認定を受ける場合は市町村へ申請してください。

11 キャンセル料

利用日前日までに申し出があった場合	無料
利用日前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%又は20%（自己負担額）

- 12 苦情等申立先
窓口担当者 苑長 鈴木芳寛
ご利用時間 8時30分から17時30分
ご利用方法 電話 029-267-6617
面 接 1階 相談室
苦情箱 1階 ロビーに設置
- 13 協力医療機関
医療機関の名称 社会医療法人財団 古宿会 水戸中央病院
病院所在地 茨城県水戸市六反田町1136-1
電話番号 029-309-8600
診療科 内科 外科
- 14 非常災害時の対策
- ・ 非常時の対応
別途定める「特別養護老人ホームひぬま苑消防計画」にのっとり対応を行います。
 - ・ 平常時の訓練等
別途定める「特別養護老人ホームひぬま苑消防計画」にのっとり、年4回以上夜間及び昼間を想定した消火・通報・避難の訓練を、入所者の方も参加して実施します。
 - ・ 防災設備
スプリンクラー、自動火災報知設備、誘導灯、ガス漏れ警報機、消火用散水栓、非常通報装置、非常用電源が設置され、カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。なお、3日分の非常食を備蓄しています。
 - ・ 消防計画の消防本部への届出日 平成23年11月2日
防火管理者 苑長 鈴木芳寛
- 15 事故発生時の対応について
別途定める「介護事故防止に関する指針」に基づき対応いたします。
事業者は、万一の事故に備え損害賠償責任保険に加入しています。
- 16 サービスの第三者評価の実施について
実施いたしておりません。
- 17 当施設ご利用の際に留意いただく事項
- (1) 来訪・面会
来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。来訪者が宿泊される場合には許可を得てください。
 - (2) 外出・外泊
外出・外泊の際には必ず行き先と帰苑時間を職員に申し出てください。
 - (3) 居室・設備・器具の利用
施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
 - (4) 喫煙・飲酒
喫煙は決められた時間・場所以外ではお断りします。飲酒は決められた曜日の夕食以外はお断りします。

- (5) 迷惑行為等
騒音等他の入所者の迷惑となる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
- (6) 所持品の管理
所持品・衣類（下着を含む。）等には必ず記名してください。
- (7) 現金等の管理
貴重品や大金は施設内に持ち込まないでください。
- (8) 宗教活動・政治活動
施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- (9) 動物飼育
施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

職名 氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者
住所
氏名 ⑩

契約者の家族等
住所
氏名 ⑩